

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                   |
|-------|------------------------|
| 20    | 小平市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

小平市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務   |   |
|--|---|
| ①事務の名称   | 介護保険に関する事務  |
| ②事務の概要   | <p>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務を行う。</p> <p>小平市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る届出に関する事務<br/>           ②被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務<br/>           ③介護給付、予防給付若しくは市町村特別給付又は第一号事業支給費の支給に関する事務<br/>           ④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請に関する事務<br/>           ⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請に関する事務<br/>           ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請に関する事務<br/>           ⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請に関する事務<br/>           ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務<br/>           ⑨保険給付の支払の一時差止めに関する事務<br/>           ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務<br/>           ⑪地域支援事業に関する事務<br/>           ⑫地域支援事業の利用料に関する事務<br/>           ⑬保険料の徴収、賦課に関する事務<br/>           ⑭資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>※小平市では、③のうち、高額医療合算介護(介護予防、総合事業)サービス費の計算について、国民健康保険団体連合会に委託しており、同会に個人番号が記載された受給者異動連絡票を提供する。</p> |
| ③システムの名称   | 1 介護保険システム<br>2 団体内統合宛名<br>3 中間サーバー<br>4 伝送通信ソフト<br>5 サービス検索・電子申請機能   |
| 2. 特定個人情報ファイル名   |   |
| (1)資格ファイル<br>(2)認定ファイル<br>(3)受給・給付ファイル<br>(4)賦課ファイル<br>(5)収滞納ファイル<br>(6)受給者異動連絡票ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用   |   |
| 法令上の根拠   | 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の68の項<br>番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携   |   |
| ①実施の有無   | [ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;<br/>             1) 実施する<br/>             2) 実施しない<br/>             3) 未定           </div>   |
| ②法令上の根拠  | 1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項(別表第2における情報照会の根拠) 93、94の項<br>2. 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第2における情報提供の根拠) 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条(別表第2における情報照会の根拠) 第46条、第47条  |
| 5. 評価実施機関における担当部署  |   |
| ①部署  | 健康福祉部高齢者支援課   |

②所属長の役職名

課長

**6. 他の評価実施機関**

—

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先

健康福祉部 高齢者支援課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211  
内線2582**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

健康福祉部 高齢者支援課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211  
内線2582

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年8月31日 時点    |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年8月31日 時点    |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                   |                              |  |
|---|------------------------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]   |                              | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                  |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用  |                              |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                           |                              |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                               | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない |                              |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)         |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去   |                              |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                             | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査   |                              |  |
| 実施の有無   | [ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発   |                              |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目                                     | 変更前の記載        | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                    |
|------------|--|---------------|--|------|------------------------------|
| 平成28年7月29日 | I 関連情報                                 | (追加)          | 国民健康保険団体連合会に委託している事務の一部で特定個人情報ファイルを開始する                                      | 事後   | 平成27年12月15日厚労省介護保険計画課事務連絡による |
| 平成28年7月29日 | いつの時点の計数か                              | 平成27年8月1日時点   | 平成28年7月1日時点  | 事後   | 文言の修正                        |
| 平成30年1月19日 | いつの時点の計数か                              | 平成28年7月1日時点   | 平成29年11月30日時点  | 事後   | 見直しにより、しきい値の再調査を行ったため        |
| 平成30年6月22日 | いつの時点の計数か                              | 平成29年11月30日時点 | 平成30年5月31日時点   | 事後   | 見直しにより、しきい値の再調査を行ったため        |
| 平成30年6月22日 | I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名        | 大平 真一         | 課長   | 事後   | 様式変更のため                      |
| 令和1年6月25日  | いつの時点の計数か                              | 平成30年5月31日時点  | 令和元年5月31日時点  | 事後   | 見直しにより、しきい値の再調査を行ったため        |
| 令和1年6月25日  | IVリスク対策                                |               | 新規追加のため各項目対応   | 事後   | レイアウト変更のため                   |
| 令和2年9月9日   | いつの時点の計数か                              | 令和元年5月31日時点   | 令和2年8月31日時点  | 事後   | 再実施により、しきい値の再調査を行ったため        |
| 令和3年9月17日  | いつの時点の計数か                              | 令和2年8月31日時点   | 令和3年8月31日時点  | 事後   | 見直しにより、しきい値の再調査を行ったため        |
| 令和3年9月17日  | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 第19条第7号       | 第19条第8号  | 事後   | 法律改正のため                      |
| 令和4年9月16日  | いつの時点の計数か                              | 令和3年8月31日時点   | 令和4年8月31日時点  | 事後   | 見直しにより、しきい値の再調査を行ったため        |
| 令和4年9月16日  | I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠                | 34            | 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の68の項<br>番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条 | 事後   | 文言の修正                        |
| 令和5年1月5日   | IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か            | 令和4年8月31日時点   | 令和4年11月30日時点   | 事後   | 見直しにより、しきい値の再調査を行ったため        |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明             |
|-----------|--|--|---|------|-----------------------|
| 令和5年1月5日  | IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か                              | 令和4年8月31日時点                                      | 令和4年11月30日時点  | 事後   | 見直しにより、しきい値の再調査を行ったため |
| 令和5年1月5日  | I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称                       | 1 介護保険システム<br>2 団体内統合宛名<br>3 中間サーバー<br>4 伝送通信ソフト | 1 介護保険システム<br>2 団体内統合宛名<br>3 中間サーバー<br>4 伝送通信ソフト<br>5 サービス検索・電子申請機能 | 事後   | ぴったりサービス導入のため         |
| 令和5年1月5日  | IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託                              | [○)委託しない   | [ ]委託しない  | 事後   | 記載事項の修正               |
| 令和5年1月5日  | IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ ]  | [十分である]   | 事後   | 記載事項の修正               |
| 令和5年9月20日 | いつの時点の計数か  | 令和4年11月30日時点                                     | 令和5年8月31日時点   | 事後   | 見直しにより、しきい値の再調査を行ったため |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|-----------|
| 令和5年9月20日 | I 関連情報 1 特定個人情報<br>ファイルを取り扱う事務 ②事<br>務の概要 | <p>①被保険者の資格管理に関する事務<br/> ②介護保険料の賦課決定・更正に関する事務<br/> ③介護保険料の特別徴収に関する事務<br/> ④介護保険料の減免、徴収猶予に関する事務<br/> ⑤介護保険料滞納者に係る支払い方法の変更に関する事務<br/> ⑥要支援認定、要介護認定等に関する事務<br/> ⑦福祉用具購入費、住宅改修費の支給に関する事務<br/> ⑧特定入所者介護サービス費の支給に関する事務<br/> ⑨高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費の支給に関する事務<br/> ⑩地域支援事業の実施に関する事務<br/> ※小平市では、⑨高額医療合算介護サービス費の計算について、国民健康保険団体連合会に委託しており、同会に個人番号が記載された受給者異動連絡票を提供する。</p> | <p>①被保険者に係る届出に関する事務<br/> ②被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務<br/> ③介護給付、予防給付若しくは市町村特別給付又は第一号事業支給費の支給に関する事務<br/> ④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請に関する事務<br/> ⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請に関する事務<br/> ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請に関する事務<br/> ⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請に関する事務<br/> ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務<br/> ⑨保険給付の支払の一時差止めに関する事務<br/> ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務<br/> ⑪地域支援事業に関する事務<br/> ⑫地域支援事業の利用料に関する事務<br/> ⑬保険料の徴収、賦課に関する事務<br/> ⑭資料の提供等の求めに関する事務<br/> ※小平市では、③のうち、高額医療合算介護（介護予防、総合事業）サービス費の計算について、国民健康保険団体連合会に委託しており、同会に個人番号が記載された受給者異動連絡票を提供する。</p> | 事後   | 文言の修正     |
| 令和5年9月20日 | IV リスク対策 8.監査                             | 自己点検   | 内部監査   | 事後   | 記載事項の修正   |